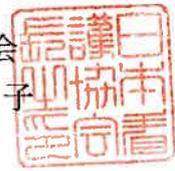


令和 4 年 12 月 21 日

全国知事会
会長 平井 伸治 殿

公益社団法人日本看護協会
会長 福井 トシ子



看護職員の処遇改善及び保健所保健師の確保に関する要望書

本年 11 月 18 日、国家公務員である看護職員に適用される医療職俸給表(三)の級別標準職務表を改正する人事院規則の内容が公表されました。

今回の改正の趣旨は、管理的立場にある看護師や特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師について、キャリアアップに伴い、より高い職務の級に昇格できる環境整備を図ることとされています。看護師についてわが国においては歴史的経緯により公立・公的のみならず民間医療機関の多くでも医療職俸給表(三)に倣った賃金制度を導入しています。12月9日には医療関係団体に対し厚生労働省医政局長通知「看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進について」が発出され、国立以外の医療施設等においても看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進を検討するよう要請しています。

今回の改正の趣旨を踏まえ、看護職員の賃金制度の見直しが官民を問わず広く波及し、看護職員の処遇がその専門性と役割の重要性に見合ったものとなることが期待されます。

また、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、総務省により都道府県等に対して感染症に対応する保健所保健師を令和4年度までに900名増員するための地方財政措置が講じられましたが、保健師確保のための更なる対応が必要です。

以上より、以下2点について要望するとともに格別のご高配を賜りますようお願いいたします。

要 望 事 項

1. 看護職員の処遇改善
2. 都道府県保健所保健師の確保

要望 1 看護職員の処遇改善

1. 国家公務員医療職俸給表(三)の改正を踏まえて、都道府県立、各自治体立(及び地方独立行政法人立)医療機関において看護職員に適用される賃金制度を見直し、特に以下について処遇改善を図られたい。
 - ① 看護師長、副看護師長、主任看護師等管理的な立場にある者
 - ② 専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了者
 - ③ ①、②以外で、特に高度な知識経験に基づき困難な業務を担う者
2. 都道府県内医療関係団体に対し、国家公務員医療職俸給表(三)の改正内容を踏まえつつ看護職員のキャリアアップに伴う処遇改善の推進を検討するよう要請されたい。
3. 民間医療機関を含め、すべての医療機関が看護職員の処遇改善に取り組むよう、医療勤務環境改善支援センターによる助言等、必要な支援をされたい。

【参考 1】高度な専門性や能力を有する人材の活躍をより一層支援するための給与制度改正(概要)・人事院 2022 年 11 月 18 日)

高度な専門性や能力を有する人材の活躍をより一層支援するための給与制度改正(概要) 【参考 2】

- 4 公的価格評価検討委員会の「中間整理」(令和 3 年 12 月)において「すべての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべき」とされたことを踏まえ、国家公務員の看護師について職務の実態等を踏まえた改善の必要性を検討
- 管理的立場にある看護師や特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師について、キャリアアップに伴い、より高い職務の級に昇格できる環境整備を図ります。

医療職俸給表(三)級別標準職務表見直し 人事院規則改正

現行制度

- 職員の職務の級は、「級別標準職務表」に定める標準的な職務を基準に決定。昇格に当たっては、他の要件のほか、職務の複雑・困難・責任の度がその級に応じたものであることが必要
- 医療職俸給表(三)級別標準職務表において、**看護師は 2 級、看護師長は 3 級及び 4 級に位置付けられている**

○現行の級別標準職務表 医療職(三) (抜粋)

職務の級	標準的な職務
2 級	看護師の職務、保健師又は助産師の職務
3 級	医療機関の看護師長の職務
4 級	医療機関の副総看護師長若しくは副看護師長又は困難な業務を処理する看護師長の職務

改正のポイント

- 医療職俸給表(三)級別標準職務表において、
 - ・現在の副看護師長の実態(3 級に格付け)等を踏まえ、新たに副看護師長を 3 級に位置付けるとともに、**看護師長の基本的な位置付けを 4 級に**
 - ※ 副看護師長を置かない小規模な医療機関では、3 級看護師長を置くようにするため、4 級看護師長の職員は標準より高い「相当困難」と規定
 - ・**特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務を新たに 3 級に位置付け**

○改正後の級別標準職務表 医療職(三) (抜粋)

職務の級	標準的な職務
2 級	看護師の職務、保健師又は助産師の職務
3 級	医療機関の副看護師長の職務 特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務
4 級	医療機関の相当困難な業務を処理する看護師長の職務

級別標準職務表においては、「標準」⇒「相当困難」⇒「困難」⇒「特に困難」の順に職責が高くなる

【参考 2】国家公務員医療職俸給表(三)改正の経緯

■令和 3 年 12 月 21 日

公的価格評価検討委員会中間整理(抜粋)

管理的立場にある看護師の賃金が相対的に低いこと、民間の医療機関であっても国家公務員の医療職の俸給表を参考としている場合が多いことも指摘されており、今回の措置の結果も踏まえつつ、すべての職場における看護師のキャリアアップに伴う処遇改善のあり方について検討すべきである。

■令和 4 年 8 月 30 日

人事院、国家公務員医療職俸給表(三)の見直しに着手を公表

■令和 4 年 8 月 30 日

公的価格評価検討委員会における増田座長発言(要旨)

看護師に係る国家公務員俸給表標準職務表改正後には、厚生労働省から医療関係団体に対して、国家公務員における見直し内容を踏まえつつ、看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進を検討するよう、要請してほしい

■令和 4 年 12 月 9 日

厚生労働省医政局長通知「看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進について」(抜粋)

各医療機関等において医療職俸給表(三)の級別標準職務表見直し内容を踏まえつつ、看護師のキャリアアップに伴う処遇改善の推進を検討するよう要請する

要望 2 都道府県保健所保健師の確保

1. 健康危機発生時における保健所の対応強化や関係機関との連携・調整など総合的なマネジメント・指導等を担う保健師を各保健所に恒常的に配置されたい。
 - 大規模災害や感染症のまん延等の健康危機発生時において、保健所保健師は、患者、住民への直接的な対応に加え、保健所内部の調整及び関係機関との連携・調整等マネジメントの役割を果たすことが非常に重要。
 - 有事の際、迅速に対応できるよう、すべての保健所に、総合的なマネジメント・指導等を行うことのできる保健師を恒常的に配置することが必要。
2. 平時においても多種多様な業務を担う保健所保健師のさらなる増員を図られたい。
 - 平時においても、地域包括ケアシステムの推進や、管内市町村への支援及び関係機関との連携など多種多様な業務を担う保健所保健師については、十分な数が配置されているとは言い難く、なお人材の確保が求められる。

【参考 3】保健所保健師の業務

